

○富士市コンベンション等開催事業補助金交付要綱

平成27年3月31日

告示第56号

改正 令和3年3月31日告示第58号

令和4年3月30日告示第49号

(趣旨)

第1条 この要綱は、コンベンション等の誘致及び留置を促進し、本市の観光振興を図るため、コンベンション等の主催者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則(昭和42年富士市規則第28号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「コンベンション等」とは、次に掲げる催しであつて、県外からの参加者があるものをいう。

- (1) 学会(学術研究団体が主体となり、当該学術研究団体の構成員を対象として開催する発表及び討論を行うための集会その他これに類するものをいう。)
- (2) 大会・会議(団体の構成員等が特定の課題に対して意見の発表及び討論を行うための集会その他これに類するものをいう。)
- (3) スポーツ大会(団体の構成員等がスポーツ技術の向上及び発展のために行う競技会その他これに類するものをいう。)
- (4) 合宿(団体の構成員等がスポーツ活動又は教養文化活動において技術の向上のために行う宿泊を伴う活動をいう。)

2 この要綱において「宿泊施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業を行う施設をいう。

(一部改正〔令和4年告示49号〕)

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するコンベンション等で、本市の観光振興に寄与すると市長が認めるものとする。

- (1) 本市を会場として開催されるものであること。
- (2) 開催期間内における市内の宿泊施設へのコンベンション等の参加者の宿泊総数(以下「延べ宿泊数」という。)が1回の開催につき、学会、大会・会議又はスポーツ大会にあつては100泊以上、合宿にあつては20泊以上となること。
- (3) 国又は地方公共団体が主催又は共催をするものでないこと。

- (4) 政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。
- (5) 専ら営利を目的とするものでないこと。
- (6) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるものでないこと。

(一部改正〔令和4年告示49号〕)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 延べ宿泊数に500円を乗じて得た額（1回の開催につき、学会、大会・会議又はスポーツ大会にあつては50万円を、合宿にあつては10万円を上限とする。）
- (2) コンベンション等（合宿に係るものを除く。）の参加者の送迎バスの借上料に2分の1を乗じて得た額（7万円を上限とし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）

(一部改正〔令和4年告示49号〕)

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富士市コンベンション等開催事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) コンベンション等に係る収支予算書
- (2) 延べ宿泊数に係る計画書
- (3) 送迎バスに係る運行計画書及び借上料の見積書の写し
- (4) 県外からの参加者がいることを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(一部改正〔令和4年告示49号〕)

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、富士市コンベンション等開催事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第7条 申請者は、交付決定を受けた内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ富士市コンベンション等開催事業変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、コンベンション等が終了した日後1月以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) コンベンション等に係る収支決算書
- (2) 延べ宿泊数を証する書類
- (3) 送迎バスに係る運行実績書及び借上料の領収書の写し
- (4) 県外からの参加者がいることを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(一部改正〔令和4年告示49号〕)

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績の報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士市コンベンション等開催事業補助金交付確定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第58号)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則 (令和4年3月30日告示第49号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

富士市コンベンション等開催事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

申請者 住所（法人その他の団体にあつては、  
その主たる事務所の所在地）  
氏名（法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名）  
（氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）  
電話番号

富士市コンベンション等開催事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

交 付 申 請 額	円 (延べ宿泊数 泊) (送迎バス借上料(合宿に係るものを除く。)) 円)
コンベンション等の名称	
コンベンション等の主催者	住所(所在地)
	氏名(名称及び代表者氏名)
コンベンション等の開催期間	年 月 日から 年 月 日まで
コンベンション等の主たる会場	
コンベンション等の概要	

第2号様式（第6条関係）

富士市コンベンション等開催事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付けで申請のあった富士市コンベンション等開催事業補助金について、  
次のとおり交付することに決定したので通知します。

交 付 決 定 額		円
-----------	--	---

第3号様式（第7条関係）

富士市コンベンション等開催事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所（法人その他の団体にあつては、  
その主たる事務所の所在地）  
申請者 氏 名（法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名）  
電話番号

年 月 日付け 第 号により富士市コンベンション等開催事業補助金の交付  
の決定を受けた事業を変更したいので、次のとおり申請します。

変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

第4号様式（第8条関係）

実績報告書

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所（法人その他の団体にあつては、  
その主たる事務所の所在地）  
報告者 氏 名（法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名）  
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了した  
ので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

交付決定額		円
延べ宿泊数		泊
送迎バス借上料 （合宿に係るものを除く。）		円
コンベンション等の名称		
コンベンシ ョン等の主 催者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び 代表者氏名）	
コンベンション等の開催期間		年 月 日から 年 月 日まで
コンベンション等の主たる会場		
コンベンション等の概要		

第5号様式（第9条関係）

富士市コンベンション等開催事業補助金交付確定通知書

第 号

年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付け 第 号により決定した富士市コンベンション等開催事業  
補助金について、次のとおり確定したので通知します。

交 付 決 定 額		円
交 付 確 定 額		円



第1号様式（第5条関係）

（一部改正〔令和3年告示58号・4年49号〕）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第7条関係）

（一部改正〔令和3年告示58号〕）

第4号様式（第8条関係）

（一部改正〔令和3年告示58号・4年49号〕）

第5号様式（第9条関係）